

**令和2年第1回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

(追加分)

資料一覧表

(令和2年3月9日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	32	一般職の職員の給与に関する条例及び泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について	5

議案第32号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例及び泉南市職員旅費条例新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第12条の2 職員の給与の支給については、次の各号に掲げるものを控除するものとする。 (1)～(6) (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条の3 自ら居住する住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第12条の2 職員の給与の支給については、次の各号に掲げるものを控除するものとする。 (1)～(6) (略) <u>(7) 職員宿舍の使用料の額</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員 100分の20</u> <u>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の6</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条の3 自ら居住する住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員<u>(本市が貸与する職員宿舍その他任命権者が定める住宅に居住する職員を除く。)</u>には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第2条 泉南市職員旅費条例新旧対照表

改正前	改正後
	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条—第6条)</u></p> <p>第2章 <u>鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃(第7条—第10条の2)</u></p>

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この市の職員が公務のため旅行するときは、条例の定めるところにより別表に掲げる旅費を支給する。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第3条 旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、として順路によりこれを支給する。ただし、公務の都合又は天災その他やむをえない事由により、順路により難い場合においてはその現に通過した経路による。</p>	<p><u>第3章 日当及び宿泊料（第11条・第12条）</u></p> <p><u>第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料（第13条—第15条）</u></p> <p><u>第5章 解職及び退職者の旅費（第16条—第20条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この市の職員が公務のため旅行するときは、条例の定めるところにより別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる旅費を支給する。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第3条 旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>として順路によりこれを支給する。ただし、公務の都合又は天災その他やむをえない事由により、順路により難い場合においてはその現に通過した経路による。</p> <p><u>第4章 移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第13条 赴任（本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。）に伴い住所又は居所を移転する場合には、移転料として次の各号に定める額を支給する。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。）を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第3に定める額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の規定により支給することができる額に相当する額の合計額</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p>第14条 <u>赴任に伴い住所又は居所を移転する場合には、着後手当として別表第1に定める日当の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分に相当する額を支給する。ただし、新勤務地に到着後直ちに自宅又は宿舎に入居する場合には、同表に定める日当の額の2日分及び宿泊料の額の2夜分に相当する額を支給する。</u></p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第15条 <u>赴任に伴い扶養親族を移転する場合には、扶養親族移転料として次に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで伴う場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p>ア <u>12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃の全額並びに宿泊料の3分の2に相当する額</u></p> <p>イ <u>12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>ウ <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の額の3分の1に相当する額</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第13条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 解職及び退職者の旅費</p> <p>第13条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(事務引継等のために必要な旅費)</p> <p>第14条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p> <p>第15条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(外国旅費)</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>別表第1</p> <p>別表第2</p>	<p style="padding-left: 2em;"><u>当する額の合計額</u> を超えることができない。</p> <p>2 <u>前項第1号アからウまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 解職及び退職者の旅費</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(事務引継等のために必要な旅費)</p> <p>第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p> <p>第18条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(外国旅費)</p> <p>第19条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>別表第1 <u>(第1条、第14条関係)</u> (略)</p> <p>別表第2 <u>(第1条関係)</u> (略)</p> <p>別表第3 <u>(第1条、第13条関係)</u> (略)</p>

